

サービス提供体制確保事業費補助金の補助要件変更について

要綱改正に伴い、**令和5年10月1日以降に発生した費用**について、補助要件が変更となりました。つきましては、下記の取扱いに準じて申請を行うようにしてください。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当

緊急時の介護人材確保に係るかかり増し費用として、「割増賃金・手当」が補助対象とされていますが、令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当について、以下のとおり上限及び限度額が定められました。

	令和5年9月30日まで	令和5年10月1日以降
日額による支給の場合	上限及び限度額なし	<u>1人あたり1日4千円を補助上限とし、 1人あたり1月2万円を限度額とする</u>
月額又は時給による 支給の場合	上限及び限度額なし	<u>1人あたり1月2万円を補助上限の 限度額とする</u>

(2) 施設内療養に係る要件及び金額

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなった際の追加的な手間についての補助及び施設規模により療養者数に応じた追加の補助の要件等について、以下のとおり変更となりました。

＜施設内療養費の補助内容及び要件＞

施設内療養を行う場合に発生する、通常サービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわけ）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

⑦施設内療養者が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和5年5月8日から 9月30日まで	<u>令和5年10月1日以降</u>
小規模施設等(定員29人以下)	同一日に2人以上	同一日に <u>4人以上</u>
大規模施設等(定員30人以上)	同一日に5人以上	同一日に <u>10人以上</u>

・補助の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助

	令和5年5月8日から 9月30日まで	<u>令和5年10月1日以降</u>
①から⑥を満たす場合の補助	1日1万円 (最大15万円)	<u>1日5千円</u> <u>(最大7万5千円)</u>
上記に加えて追加補助の要件 (⑦)を満たす場合の追加補助	1日1万円 (最大15万円)	<u>1日5千円</u> <u>(最大7万5千円)</u>